

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	改正前
<p>（有価証券通知書）</p> <p>第四条 法第四条第六項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券の売出しに係る有価証券（株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換し得る有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するものに限る。以下この項において同じ。）の所有者である当該有価証券の発行者</p> <p>二丁四 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）</p> <p>第十二条 法第十三条第二項第一号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号</p>	<p>（有価証券通知書）</p> <p>第四条 法第四条第六項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券の売出しに係る有価証券（株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換し得る有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するものに限る。次号において同じ。）の所有者である当該有価証券の発行者</p> <p>二丁四 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）</p> <p>第十二条 法第十三条第二項第一号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号</p>

に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定及び第二十一条第二項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一・二（略）

（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

第二十一条 法第二十五条第一項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局（以下この条において「財務局等」という。）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

一・二（略）

2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、財務局長等は、当該所有者の住所のうち、市町村（東京都の特別区に存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。次条第四項及び第二十三条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該財務局長等に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行ったときは、この限りでない。

に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一・二（略）

（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

第二十一条 法第二十五条第一項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局（以下この条において「財務局等」という。）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

一・二（略）

（新設）

第二十二條 内国会社及び内国親会社等で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、次の各号に掲げる当該書類の区分に応じ、当該各号に定める会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

一・二（略）

2・3（略）

4 第一項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、第一項各号に掲げる書類の提出者は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二十三条 金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、法第二十五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、その業務時間中法第二十五条第一項各号に掲げる書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号

第二十二條 内国会社及び内国親会社等で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、次の各号に掲げる当該書類の区分に応じ、当該各号に定める会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

一・二（略）

2・3（略）

（新設）

第二十三条 金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、法第二十五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、その業務時間中法第二十五条第一項各号に掲げる書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

（新設）

までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、第二十一条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

企業内債票の提示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	改正前
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～f (略) <u>g 届出の対象とした募集が定義府令第9条第1号に定める株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘に該当する場合には、当該勧誘に係る株券の処分は当該株券の発行として記載すること。</u></p> <p>(2)～(87) (略)</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～f (略) (新設)</p> <p>(2)～(87) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(12) (略) (13) 第三者割当等の概況 a (略) b 取得者の概況 (a) aの取得者について記載すること。<u>なお、取得者（新株予約権証券（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項が定められているものに限る。）を取得した者に限り、特別利害関係者等を除く。）が提出者又はその被支配会社等（定義府令第6条第3項に規定する「被支配会社等」をいう。）の使用者であって、当該取得者が取得した当該新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である場合には、記載しないことができる。この場合には、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載すること。</u> (b)～(d) (略) c (略) (14) (略)</p>	<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(12) (略) (13) 第三者割当等の概況 a (略) b 取得者の概況 (a) aの取得者について記載すること。</p> <p>(b)～(d) (略) c (略) (14) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～f (略)</p> <p><u>g 届出の対象とした募集が定義府令第9条第1号に定める株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘に該当する場合には、当該勧誘に係る株券の処分は当該株券の発行として記載すること。</u></p> <p>(2)～(59) (略)</p>	<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～f (略) (新設)</p> <p>(2)～(59) (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(9-2) 事業等のリスク</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>当四半期連結会計期間の末日現在</u>において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>当四半期連結会計期間の末日現在</u>において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(12) ~ (38) (略)</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(9-2) 事業等のリスク</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>四半期報告書提出日現在</u>において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>四半期報告書提出日現在</u>において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(12) ~ (38) (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(11) (略) (11-2) 事業等のリスク a・b (略) c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>当中間連結会計期間の末日現在</u>において判断したものである旨を記載すること。 (12)・(13) (略) (13-2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 a・b (略) c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>当中間連結会計期間の末日現在</u>において判断したものである旨を記載すること。 (14)～(46) (略)</p>	<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(11) (略) (11-2) 事業等のリスク a・b (略) c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>半期報告書提出日現在</u>において判断したものである旨を記載すること。 (12)・(13) (略) (13-2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 a・b (略) c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>半期報告書提出日現在</u>において判断したものである旨を記載すること。 (14)～(46) (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～h (略) i <u>届出の対象とした募集が定義府令第9条第5号に定める有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘に該当する場合には、当該勧誘に係る有価証券の処分は当該有価証券の発行として記載すること。</u> (2)～(69) (略)</p>	<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～h (略) (新設) (2)～(69) (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第十二号様式 【表紙】 【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(6) (略) (7) 参照情報 a・b (略) c 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d (略) (8) (略)</p>	<p>第十二号様式 【表紙】 【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(6) (略) (7) 参照情報 a・b (略) c 参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書若しくは半期報告書（以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d (略) (8) (略)</p>